

# 焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”広告掲載に関する運用基準

平成 22 年 2 月 5 日制定

## 第 1 趣旨

この運用基準は、焼津市広告掲載要綱（平成 22 年焼津市告示第 24 号。以下「要綱」という。）第 12 条に基づき、焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”（以下「情報紙」という。）広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 掲載広告の基準

情報紙に掲載する広告は、要綱第 4 条第 1 項各号のいずれにも該当しないものとする。

## 第 3 広告の規格及び位置等

広告の規格及び位置等は、下記のとおりとする。

- (1) 規格は、「広報やいつの広告掲載に関する運用基準」第 3（1）に定める規格とする。
- (2) 位置は、表紙を除く、情報紙下段とする。
- (3) 掲載枠は、情報紙 1 回の発行につき 3 枠とする。
- (4) 広告には、広告主の名称及び連絡先を表示しなければならない。

## 第 4 広告掲載料

広告の掲載料は、1 枠につき、20,000 円とする。

## 第 5 募集方法

広告の募集は、情報紙作成に先立ち、広報やいつ、焼津市ホームページ等により公募で行うものとし、締切日も掲載することとする。ただし、応募件数が募集件数を超えない場合は、掲載実績のある広告主等に個別依頼を行う場合がある。

## 第 6 掲載の申込み

広告の掲載を希望する者は、焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”広告掲載申込書（第 1 号様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長が指定する期間内に申し込まなければならない。

## 第 7 選定方法

掲載広告の選定方法は、焼津市広告掲載審査委員会の審査を経た上で決定す

るものとする。また、応募件数が募集件数を超えたときは、市内事業者を優先し、さらに超える場合は、抽選により決定するものとする。

#### 第8 広告掲載の決定

市長は、申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

#### 第9 掲載の実施の手続等

広告掲載の決定を受けた者は、焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”広告掲載決定通知書（第2号様式）に記載された納付期限までに掲載料を納入し、情報紙作成業者と調整の上、原稿を市長に提出しなければならない。市長は内容確認の上、提出された原稿により、情報紙に掲載することとする。その他手続等については、要綱第7条のとおりとする。

#### 附則

この基準は、平成22年2月5日から施行する。

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

この基準は、平成23年4月5日から施行する。

この基準は、平成24年4月3日から施行する。

この基準は、平成28年1月27日から施行する。

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住所(所在地) \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_

申込者 電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”広告掲載に関する運用基準第6の規定に基づき、原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たっては、焼津市広告掲載要綱を遵守します。

記

1 広告内容

2 掲載を希望する号

7月1日発行	11月1日発行

※掲載を希望する発行日に○印を記入してください。

第2号様式

焼津市男女共同参画情報紙“Aしおかぜ”広告掲載決定通知書

年 月 日

様

焼津市長 印

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 決定区分  掲載する ( 年 月 日号 ( 号))  
 掲載しない  
理由

2 広告の内容

3 広告掲載料 金 円 ( 枠分)

4 納付期限 年 月 日

5 その他 (条件)

(1) 広報内容の変更については、事前に市民協働課の承認を受けてください。